〇 主文

ン 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人らの負担とする。

〇 事実及び理由

第一 申立て

控訴人ら

1

原判決を取り消す。 本件訴えを京都地方裁判所に差し戻す。 2

<u>3</u> 訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。

被控訴人

主文と同じ。

第二 事案の概要

事案の概要は、原判決二枚目表七行目の「JR西日本」を「西日本旅客鉄道株式会 社(以下、JR西日本という)」と改めるほかは、原判決「事実及び理由」中の「第二 事案の概要」のとおりであるから、これを引用する。

第三 証拠(省略) 第四 当裁判所の判断

一 当裁判所も、控訴人らの本件訴えは不適法な訴えであるから却下すべきものと 判断するが、その理由は、原判決「事実及び理由」中の「第三 当裁判所の判断」 記載のとおりであるから、これを引用する。

ニーよって、控訴人らの本件訴えは不適法であり、これを却下した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、控訴費用の負担について民事訴訟法九五条、八九条、九三条を適用して、主文のとおり判決する。 (裁判官 島田禮介 大石貢二 羽田 弘)